

## 全国一斉「こどもの人権相談」強化週間の実施内容

法務省の人権擁護機関（法務局・人権擁護委員）は、子どもたちの人権を守るための各種相談活動として、専用相談電話「こどもの人権110番」及び「LINEじんけん相談」における相談を実施しています。

これらの窓口における相談活動の強化を目的として、下記のとおり、「全国一斉『こどもの人権相談』強化週間」を実施します。

強化週間中は、平日の相談受付時間（通常は午後5時15分まで）を午後7時まで延長するとともに、土曜日・日曜日にも相談を実施します。

### 記

- 実施期間 令和6年8月21日(水)から8月27日(火)までの7日間
  - 相談受付時間 (1)強化週間中の平日は、午前8時30分から午後7時まで  
(2)強化週間中の土曜日及び日曜日は、午前10時から午後5時まで
  - 相談方法 (1)こどもの人権110番  
**全国共通フリーダイヤル（通話無料）0120-007-110** ぜろぜろななのひやくとおぼん  
(※一部のIP電話からは接続できません。)  
(2)LINEじんけん相談  
LINEで「法務局LINEじんけん相談」を友だち追加 
  - 相談員 法務局職員及び人権擁護委員
  - 相談内容 (例)・学校で「いじめ」や「体罰」を受けた、見かけた。  
・「いじめ」等が原因で不登校になった。  
・家庭や施設等で「暴行」や「虐待」を受けた、見かけた。  
・「インターネット上のトラブル」に巻き込まれた。
- ※ 虐待事案については、学校、児童相談所などの関係機関と連携しながら被害者の速やかな保護に努め、人権侵害の疑いのある相談については、人権侵犯事件として調査を開始します。（令和5年における救済事例は別添1のとおり）
- 「こどもの人権110番」の利用件数と相談内訳（別添2のとおり）

なお、インターネットによる人権相談(こどもの人権SOS-eメール)も常時受け付けています。  
(パソコン・スマートフォン・携帯電話共通) <https://www.jinken.go.jp/kodomo>

インターネットじんけんそうだん  
人権相談

じんけん  
検索 

じんけん  
こどもの人権  
SOS-eメール

